

インターネットカフェ等事業者様へ

22年 7月 1日より、東京都では
「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」
が施行されます。

東京都内で、インターネットカフェ等を営業しようとする者は、営業の開始
10日前までに、東京都公安委員会（警察署生活安全課保安係）に、次の届出
事項を届出なければなりません。

条例施行前から営業している店舗についても、届出の義務があります。
平成22年 7月中に営業開始届出書を提出しなければなりません。

届出事項

- 1 営業者が個人の場合は、氏名、住所、本籍（国籍）、生年月日及び電話番号
営業者が法人の場合は法人の名称及び住所並びに代表者の氏名、住所、本籍
（国籍）、生年月日及び電話番号
- 2 店舗の名称、所在地及び代表電話番号
- 3 営業を開始しようとする年月日
- 4 営業時間
- 5 店舗における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所、生年月日及び電
話番号
- 6 店舗の構造及び設備の概要
- 7 本人確認記録及び通信端末機器特定記録等の作成及び保存の方法
- 8 営業の態様

なお、届出の際には

店舗の平面図

営業者が個人の場合は、住民票（外国人登録証明書）の写し

営業者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書

が必要となります。

営業届出義務違反の場合、30万円以下の罰金となります。ご注意ください。

当事務所へご依頼の場合 ￥42,000円にて承ります。